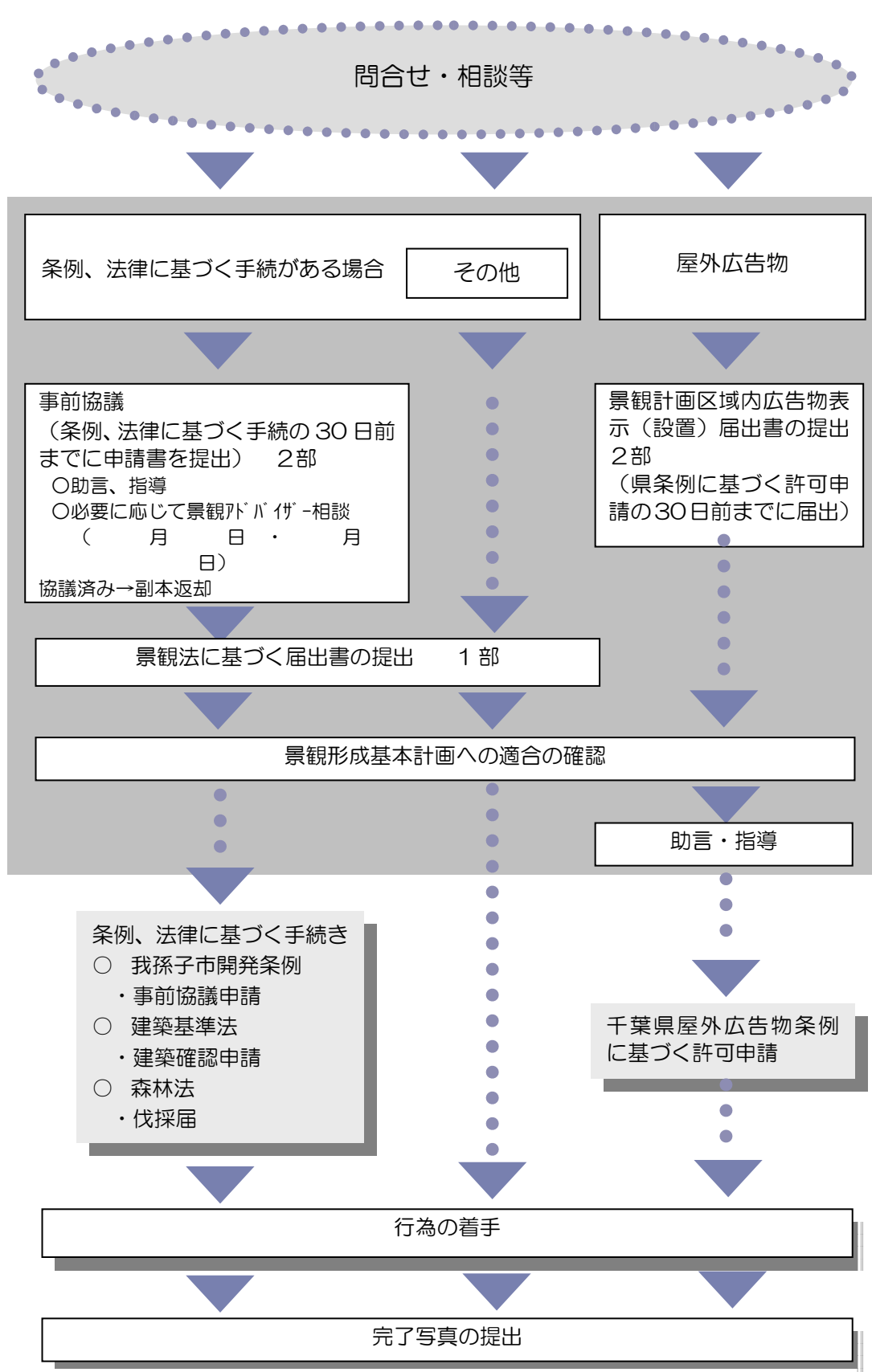


景観条例・景観法に基づく手続きの流れ

より良い景観づくりに向けて、事前相談をしてください。



具体的な計画を立てる前に、他の法令とともに景観に関する規制を確認するとともに、計画にあわせ、景観に関する事項について事前に相談をしてください。

市の条例に基づき勧告・公表を行う場合があります。

勧告

- 事前協議または広告物の届出をしなかった者
- 事前協議または広告物の届出に対する助言、指導に従わない者

公表

- 景観区域内広告物表示（設置）届出、景観法に基づく届出において虚偽の届出をした者
- 景観条例または景観法に基づく勧告に従わない場合

景観法に基づく、勧告、変更命令、罰則